

横浜市立市民病院 共同利用制度運営要領

制定 平成 18 年 4 月 1 日

第 1 総則

1 目的

この要領は、横浜市立市民病院（以下「病院」という。）の施設又は医療設備を横浜市内（以下「市内」という。）の医療従事者の診療、研究又は研修を目的とした利用（以下「共同利用制度」という。）のために開放し、市内の医療機関との連携の推進及び市内の医療従事者の相互研鑽を図ることを目的とする。

2 共同利用制度

共同利用制度の内容は、次の 4 種類とする。

- (1) 紹介患者診療型共同利用
- (2) 医療機器利用型共同利用
- (3) 研究部門利用型共同利用
- (4) 研修会等参加型共同利用

3 紹介患者診療型共同利用等を利用する医師等の遵守事項

紹介患者診療型共同利用、医療器械利用型共同利用を利用する登録医は、病院内においては次の事項を遵守するものとする。

- (1) 利用に際しては、患者総合サポートセンターで受付を行う。
- (2) 第 2 の 5 により発行された登録医証を必ず着用する。
- (3) 病院内の諸規則を遵守する。

4 報酬等

- (1) 共同利用制度を利用する登録医に対しては、その目的に鑑み報酬等は支給しない。
- (2) 共同利用制度の実施により生じた事故等については、別途協議のうえ対応する。

第 2 医療機関等の登録

1 事前登録

共同利用制度は、研修会等参加型共同利用を除き、その利用にあたっては事前に登録をしなければならない。

2 登録名

共同利用制度の利用登録名は、医療機関名又は保険薬局名をもって登録するものとする。

3 登録の対象医療機関等

共同利用制度において登録できる医療機関又は保険薬局（以下「医療機関等」という。）は、原則として横浜市内に所在する医療機関等とする。

4 登録の申請

- (1) 共同利用制度の利用登録を行おうとする医療機関等は、「共同利用制度登録申請書」により病院長に申請するものとする。
- (2) 申請の際、医師の登録については医師免許証の写しをあわせて提出するものとする。
- (3) 病院長は、申請内容を審査し利用登録を承認した場合は、「共同利用登録機関名簿」にその登録機関の名称、所在地、共同利用制度を利用する医師の氏名等を登録するものとする。

5 登録医証及び登録機関証の発行

- (1) 「共同利用制度登録機関名簿」に登録された医療機関の登録医に対しては、登録医証を発行する。
- (2) 「共同利用制度登録医療機関名簿」に登録された医療機関等に対しては、登録機関証を発行する。

6 登録内容の変更

- (1) 「共同利用制度登録機関名簿」に登録された登録医等を追加するなどその内容を変更する場合には、「共同利用制度変更登録申請書」によりその変更を行うものとする。
- (2) 変更申請がされた場合の処理については、申請時の場合の処理に準ずる。

7 登録医証等の返還

登録の必要がなくなった医療機関等は、病院長に対しその旨申し出をし、登録医証及び登録機関証を返還しなければならない。

8 登録の取消

登録医等に医師としての品位を損するような行為等があったときは、病院長はその登録を取り消すことができる。看護師、薬剤師その他の医療従事者において品位を損するような行為等があったときも同様とする。

第3 紹介患者診療型共同利用

1 紹介患者診療型共同利用の内容

市内医療機関から紹介され入院した患者の診療について、かかりつけ医である登録医等と病院内主治医とが共同して、随時当該患者の検査、処置又は指導を行うことにより、退院後のかかりつけ医の円滑な診療につなげることを目的とした診療型の共同利用をいう。

2 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる医療従事者は、登録された医療機関の登録医等とする。

3 共同利用のための専用病床

当該共同利用のための専用病床を確保する。

4 事前調整

紹介入院となった患者に対して当該共同利用を行おうとする登録医等は、あらかじめ患者総合サポートセンターに連絡し、病院内主治医と事前調整をしなければならない。

第4 医療器械利用型共同利用

1 医療器械利用型共同利用の内容

市内医療機関が検査目的で紹介する患者の検査について、かかりつけ医である登録医等と病院内主治医とが病院内の医療器械を共同利用することにより、検査後のかかりつけ医の円滑な診療につなげることを目的とした共同利用をいう。

2 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる医療従事者は、登録された医療機関の登録医等とする。

3 対象医療器械

当該共同利用として利用できる医療器械は、別に定める。

4 事前調整

検査目的で紹介した患者に対して当該共同利用を行おうとする登録医等は、あらかじめ患者総合サポートセンターに連絡し、病院内主治医と事前調整をしなければならない。

第5 研究部門利用型共同利用

1 研究部門利用型共同利用の内容

病院の研究部門の機能を登録医療機関等の医療従事者のために開放し、登録医療機関等の医療従事者の研究活動を支援するとともに、必要によりその研究活動に対し互いに連携し、その研究活動を進めるもので、市内医療従事者の資質向上を図るための共同利用をいう。

2 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる市内医療従事者は、登録された医療機関等に勤務する医師、看護師、薬剤師その他の医療従事者とする。

3 対象研究部門

当該共同利用のために利用できる共同部門は、図書室とする。

4 利用時の手続等

(1) 図書室の利用にあたっては、登録医証又は登録機関証を提示し、当該室所定の手続を行って利用するものとする。

(2) 図書室の利用については、個人情報以外の情報等に限るものとする。

第6 研修会等参加型共同利用

1 研修会等参加型共同利用の内容

病院が行う研修研究活動を市内の医療従事者に開放し、市内医療従事者とともに連携しながら研修研究活動を進めるもので、市内医療従事者の資質向上を図るための共同利用をいう。

2 利用できる対象者

当該共同利用を利用できる市内医療従事者は、市内の医療機関に勤務する医師、看護師、薬剤師その他の医療従事者とする。

3 対象研修会等

当該共同利用のために利用できる研修会等は、次のとおりとする。

- (1) 当院が主催する講演会又は研修会、その他これに類する研修研究活動
- (2) 病院各診療科が開催する各科症例検討会、研究会又はこれに類する研修研究活動

4 利用時の手続

当該共同利用により開催される研修会等を利用しようとする市内医療従事者は、開催された研修会等会場に備え付けの利用簿に必要事項を記入するものとする。

附則

(施行日)

- 1 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。